【記載例６―４】

**就任承諾書兼申立書Ｄ（評議員に就任する場合）**

|  |
| --- |
| 就任承諾書兼申立書　社会福祉法人○○会が設立された際には、評議員に就任することを承諾します。評議員に就任するにあたり、私は、次の点について、申し立てます。１　社会福祉法（以下「法」という。）第40条第1項各号に掲げられる欠格事由に該当しないこと。２　同条第４項及び第５項並びに同法施行規則第２条の７及び第２条の８で規定する特殊な関係がある者がいないこと。３　暴力団員等の反社会勢力の者ではないこと。　　なお、法人設立認可前に申し立てておりますが、法人設立認可後においては、理事会で選任される理事長に、上記事項に相違ないことを誓うものです。　　令和　年　月　日　　　　　　　　　　　住　所　　秋田市〇〇〇〇〇〇番　号　　　　　　　　　　　氏　名　　△　△　　△　△　　　　　実印　社会福祉法人　〇○会　　　設立代表者　　○○　○○　　様 |

【社会福祉法】

　（評議員の資格等）

第40条　次に掲げる者は、評議員となることができない。

　(1) 法人

　(2) 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

　(3) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

　(4) 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

　(5) 第56条第８項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

　(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（第128条第１号ニ及び第３号において「暴力団員等」という。）

　　　　（中略）

４　評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

５　評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

【社会福祉法施行規則】

　（評議員のうちの各評議員と特殊の関係がある者）

第２条の７　法第40条第４項に規定する各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

　(1) 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

　(2) 当該評議員の使用人

　(3) 当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

　(4) 前２号に掲げる者の配偶者

　(5) 第１号から第３号までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

　(6) 当該評議員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該評議員及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の合計数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、３分の１を超える場合に限る。）

　(7) 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

　(8) (略)

　（評議員のうちの各役員と特殊の関係がある者）

第２条の８　法第40条第５項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

　(1) 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

　(2) 当該役員の使用人

　(3) 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

　(4) 前２号に掲げる者の配偶者

　(5) 第１号から第３号までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

　(6) 当該役員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、３分の１を超える場合に限る。）

　(7) 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）